（役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令の一部改正）

第二条　役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二及び様式第四から様式第十一までを次のように改める。

様式第１（第１条第４項関係）

略称表示承認申請書

年　　月　　日

殿

住所
申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令第１条第４項の規定に基づき、登録認証機関の氏名（名称）に代えて略称を表示することについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

略称：

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。

様式第２（第１条第４項関係）

登録商標表示届出書

年　　月　　日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令第１条第４項の規定に基づき、登録認証機関の氏名（名称）に代えて登録商標を表示することについて、下記のとおり届け出ます。

記

登録商標：

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。

２　登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。

様式第４（第５条及び第７条関係）

登録（登録の更新）申請書

年　　月　　日

殿

住所
申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

産業標準化法第33条第１項及び第37条第６項（第42条第１項）の規定に基づき、下記のとおり認証機関の登録（登録の更新）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

更新を受けようとする登録の根拠条項		
登録（登録の更新）を受けようとする役務の区分	登録区分の名称	
	日本産業規格の番号	
認証の業務を行う区域		
登録（登録の更新）を受けようとする認証機関の連絡先等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページアドレス	
認証を行う事務所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
別紙書類一覧		

○役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令第５条各号

１　登記事項証明書又はこれに準ずるもの（第１号）

２　認証の業務を行う組織に関する事項（第２号イ）

３　認証の業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項（第２号ロ）

４　職員、認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証の業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（第２号ハ）

５　２から４までに掲げるもののほか認証の業務の実施の方法に関する事項（第２号ニ）

６　認証の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項（第２号ホ）

７　認証の業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績（第２号ヘ）

８　主要な株主の構成（当該株主が、被認証事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第３号）

９　役員（合名会社、合資会社又は合同会社にあっては、業務を執行する社員）又は事業主の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（当該役員又は事業主が被認証事業者の役員又は職員（過去２年間に当該被認証事業者の役員又は職員であった者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第４号）